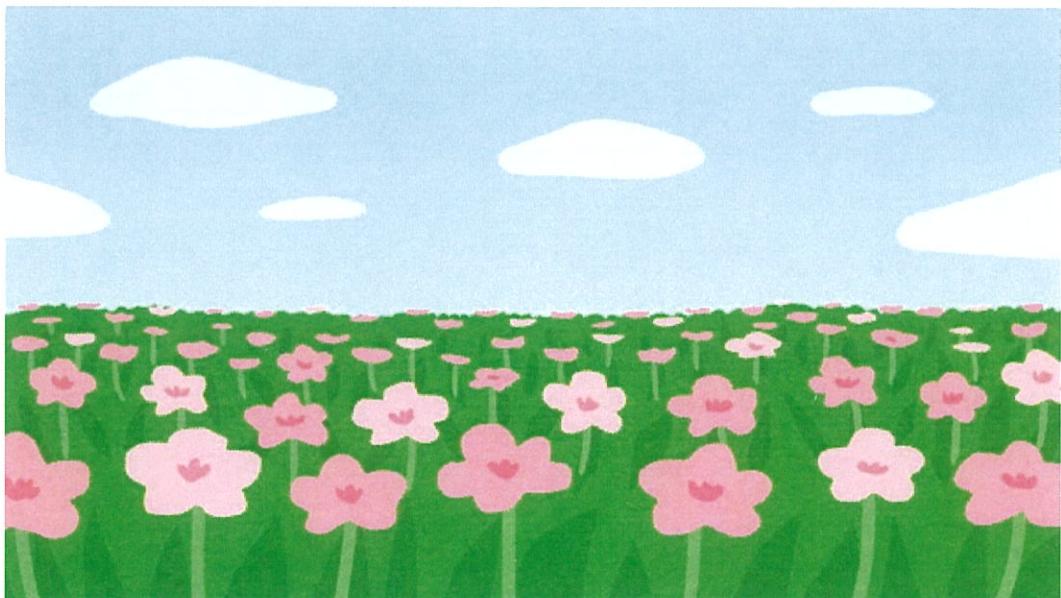


志賀町自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない志賀町をめざして～



平成 31 年 3 月

志 賀 町

はじめに

わが国では、平成10年に初めて自殺者数が3万人を超える、以降、高い水準で推移してきましたが、平成18年10月に自殺対策基本法が制定され、国を挙げての取組が推進された結果、平成22年以降、減少傾向となっています。

平成28年4月には、自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として新たに位置づけられたほか、地方自治体に自殺対策を推進するための計画策定が義務付けられました。

本町では、平成26年に、自殺やこころの健康の現状の調査を実施のうえ、「志賀町自殺対策行動計画」を作成し、自殺対策の取組を進めてきましたが、この法改正を受け、本計画を見直すこととし、この度、「志賀町自殺対策行動計画～誰も自殺に追い込まれることのない志賀町をめざして～」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、町民や地域、関係機関、団体などの皆様と連携、協力し、地域ぐるみで総合的な自殺対策に取り組んでいきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました自殺対策行動計画策定ワーキング会議の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。

平成31年3月

志賀町長 小泉 勝

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の数値目標	2
第2章 志賀町の自殺の現状	3
1. 自殺死亡者数・自殺死亡率の年次推移	3
2. 性別年齢別自殺死亡率	4
3. 職業別自殺者の状況	4
4. 高齢者の自殺の状況	5
5. 志賀町の自殺の特徴	5
6. こころの健康に関するアンケート調査結果	6
第3章 自殺対策の取り組み	10
1. 基本方針	10
1) 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策の推進	10
2) 関連機関施策との有機的な連携の強化及び総合的な取組の推進	10
3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策の効果的な連動	10
4) 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪として推進	10
5) 関係機関の役割を明確化と連携・協働を推進	10
2. 施策体系	11
1) 基本施策	13
(1) 地域におけるネットワークの強化	13
(2) 自殺対策を支える人材の育成	13
(3) 住民への啓発と周知	14
(4) 生きることの促進要因への支援	15
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	19
2) 重点施策	20
(1) 高齢者の自殺対策の推進	20
(2) 無職者・失業者及び生活困窮者への支援の強化	22
(3) 子ども・若者向け自殺対策の推進	23
3) 生きる支援(自殺対策)関連施策事業	25
第4章 自殺対策の推進体制	32
1. 地域ネットワーク	32
2. 関係機関や団体の役割	32
3. 自殺対策の担当課	33
<参考資料>	
1. 自殺対策基本法(平成28年4月改正)	35
2. 自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)の概要等	39
3. 困りごとの相談機関	40

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨

志賀町では、平成18年に施行された自殺対策基本法や、平成20年に策定された石川県自殺対策行動計画をもとに、本町において効果的に自殺対策を推進するため、平成26年2月に「志賀町自殺対策行動計画」策定しました。この計画に基づき、町民一人ひとりが自殺予防の主役となり、「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を目指して、こころの健康づくり事業や自殺対策事業を行ってきました。

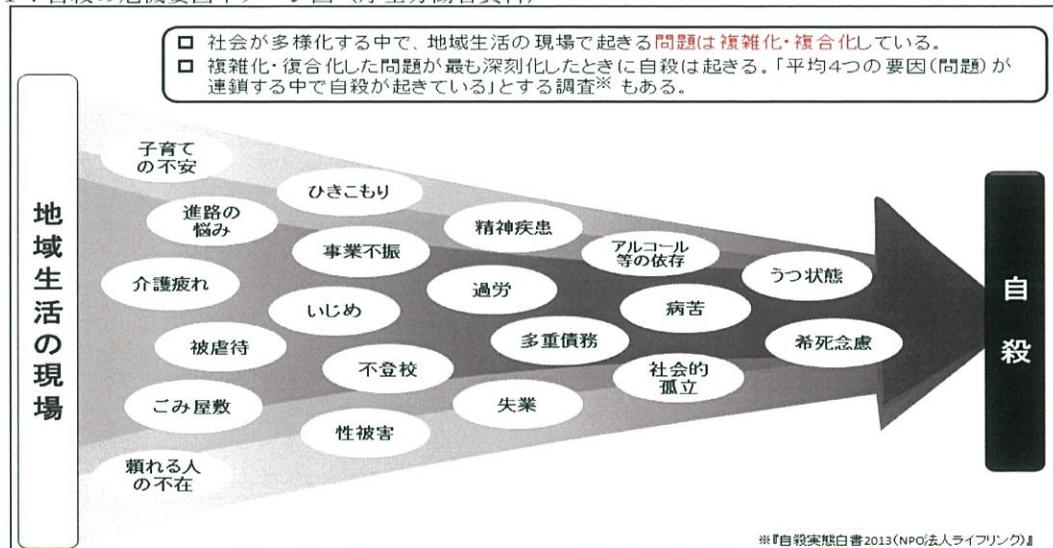
そのような中、平成28年に改正された自殺対策基本法において、すべての市町村に「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。これまでの取り組みを発展させる形で、町全体の取り組みとして自殺対策を推進するため、「志賀町自殺対策行動計画～誰も自殺に追い込まれることのない志賀町をめざして～」として計画の見直しを実施しました。

また、自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、精神保健上の問題だけでなく過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています(図1 自殺危機要因イメージ図)。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大ささに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません(自殺対策基本法第2条)。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。

本町は、全ての人がかけがえのない個人として尊重される町、「誰も自殺に追い込まれることのない志賀町」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年度に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものであり、志賀町の最上位計画である「第2次志賀町総合計画」及び町の関連計画（地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、次世代育成支援計画 等）と整合性を図っていきます。

3. 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることから、本計画も国の動向や自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、概ね5年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、「志賀町自殺対策行動計画」の推進期間を平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要になった場合には、隨時、見直すこととします。

4. 計画の数値目標

平成26年に策定した志賀町自殺対策行動計画では、具体的な数値目標の設定はありませんでしたが、改正自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない志賀町」です。国は平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年(平成38年)までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を2015年(平成27年)と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

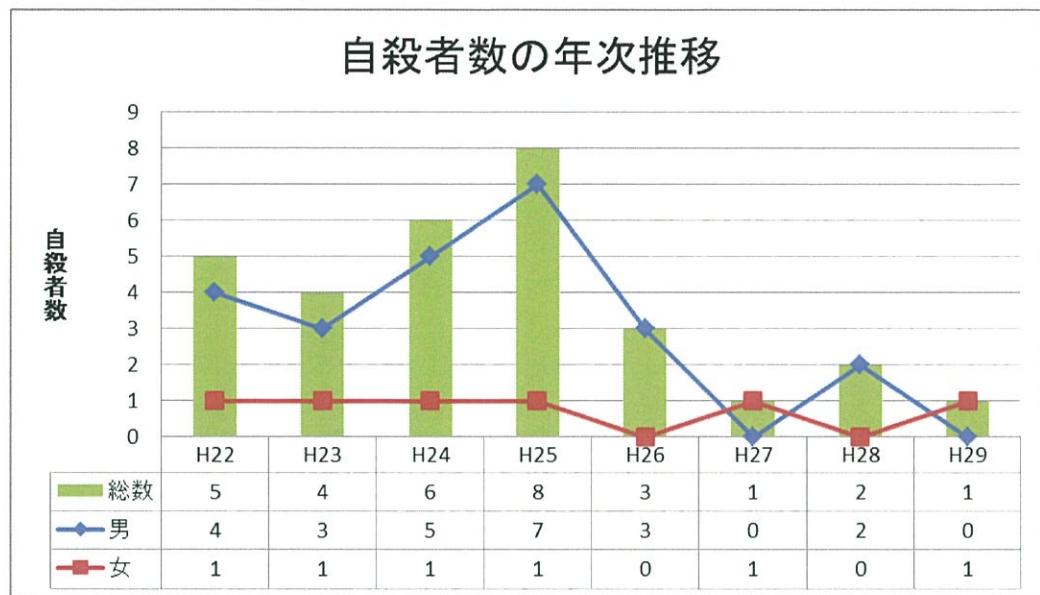
こうした國の方針を踏まえつつ、本町では当面の目標として直近5年間(平成25～29年)の平均自殺死亡率13.6に対し、平成35～39年の5年間の合計の平均自殺死亡率を8.2以下まで減少させることを目標とし、最終的には「誰も自殺に追い込まれることのない志賀町」の実現を目指します。

	現状	本計画	(参考)
基準年	平成25～29年	平成30～34年	平成35～39年
自殺死亡率(%)	13.6	11.4以下	8.2以下

第2章 志賀町の自殺の現状

1. 自殺死亡者数・自殺死亡率の年次推移

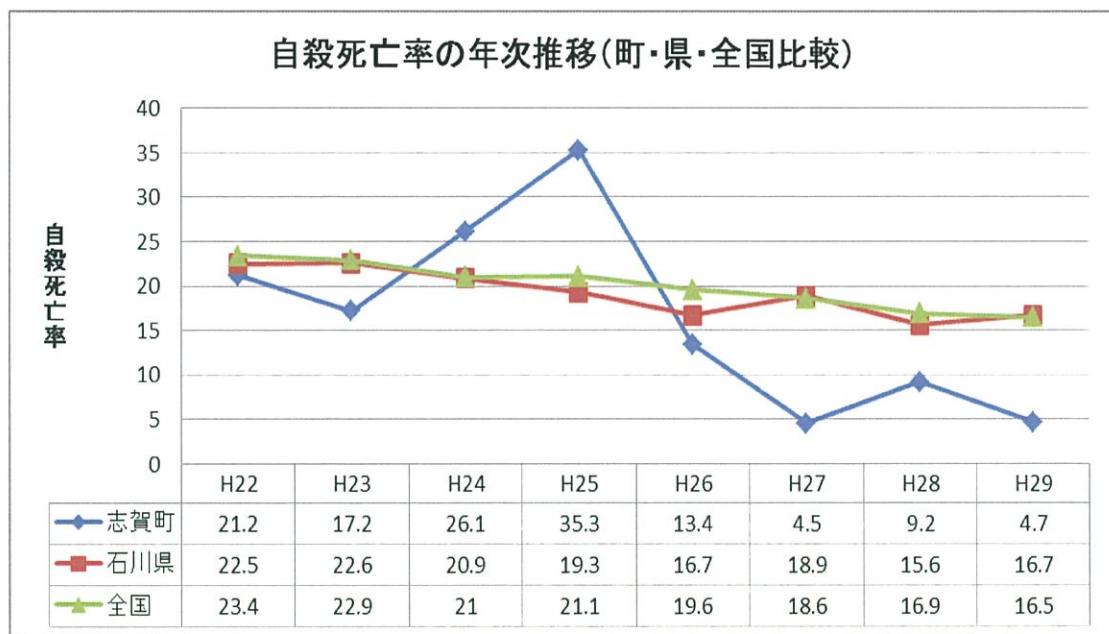
1) 自殺死亡者数の年次推移



出典：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】（自殺総合対策推進センター）

志賀町での自殺者数の年次推移をみてみると、平成26年以降減少傾向にありますが、年によりばらつきがみられます。

2) 自殺死亡率(人口10万対)の年次推移

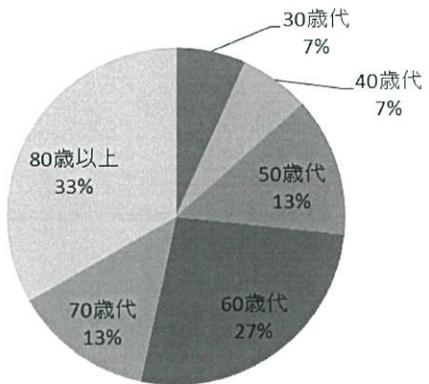


出典：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】（自殺総合対策推進センター）

自殺死亡率の年次推移は、ばらつきが見られるものの減少傾向にあります。

2. 性別年齢別自殺死亡率

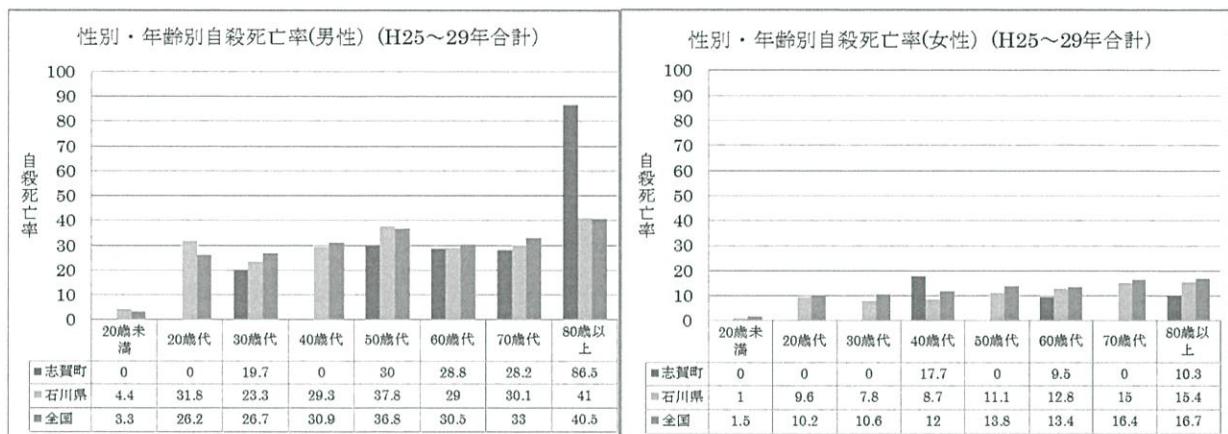
1) 自殺死亡者の年齢構成 (H25~29 の合計 15人の内訳)



出典：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】
(自殺総合対策推進センター)

平成 25~29 年の自殺者数 15 名の年齢を見てみると、80 歳以上が 33% を占め最も多くなっています。60 歳以上をみると 11 名、73% となっており、高齢者の自殺が多いことが分かります。

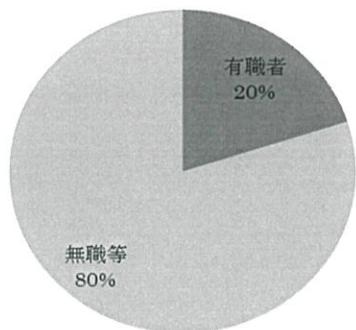
2) 性別・年齢別自殺死亡率



出典：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】(自殺総合対策推進センター)

性別・年齢別の自殺死亡率を県、国と比較すると、男性の 80 歳以上が県、国の約 2 倍となっています。女性では 40 歳代の死亡率が県、国よりも高くなっています。

3. 職業別自殺者の状況



出典：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】
(自殺総合対策推進センター)

H25~29 年の自殺者数 15 人のうち 3 名 (20%) が被雇用者、勤め人、自営業者等有職者であり、12 名 (80%) が失業者、主婦、年金生活等の無職でした。

4. 高齢者の自殺の状況

60歳以上の自殺の内訳 (H25~29合計)

性別	年齢階級	同居人の有無(人数)		同居人の有無(割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2	1	18.2%	9.1%	17.1%	10.8%
	70歳代	2	0	18.2%	0.0%	15.1%	6.3%
	80歳以上	3	1	27.3%	9.1%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	1	0	9.1%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.1%	3.8%
	80歳以上	1	0	9.1%	0.0%	7.4%	3.5%
合計		11		100.0%		100.0	

出典：地域自殺実態プロファイル【2018更新版】（自殺総合対策推進センター）

60歳以上の自殺者の中、多くが同居人ありました。また、男性80歳以上の同居人ありの割合は全国割合に比べ高くなっています。

5. 志賀町の自殺の特徴

平成25～29年の自殺者数15人（男性12人、女性3人）の背景等を自殺総合対策推進センターが分析した結果、自殺者数が最も多い区分が「男性・60歳以上・無職・同居」であり、次いで、「女性・60歳以上・無職・同居」となっています。

また、これらの区分において考えられる、「背景にある主な自殺の危機経路」としては、下表のようになっています。これは自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした、生活状況別の自殺に多くみられる危機経路の例示です。この危機経路の例示からもわかるように、自殺に至る原因や動機は、様々な要因が複雑に絡み合っていると言われています。

自殺の危機経路（例）

区分	背景にある主な自殺の危機経路
男性 60歳以上無職同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患⇒自殺
女性 60歳以上無職同居	身体疾患→病苦→うつ状態⇒自殺
男性 20～39歳無職独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態⇒自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態⇒自殺
男性 60歳以上有職独居	配置転換・転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態⇒自殺
男性 40～59歳無職同居	失業→生活苦→借金→家族間の不和→うつ状態⇒自殺

6. こころの健康に関するアンケート調査結果

調査方法：郵送による配付・回収による調査

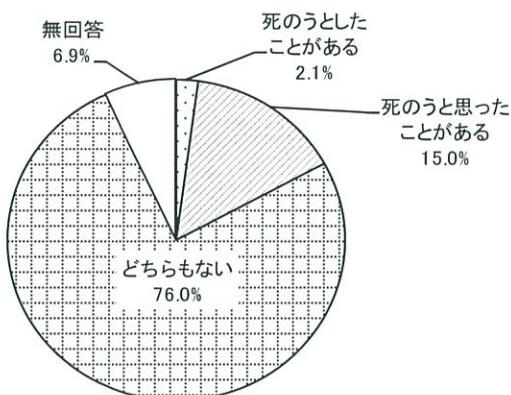
調査期間：平成25年11月から平成26年1月（配布・回収・集計・分析）

対象者：満20歳以上の町民から無作為に抽出した2,500人

回収率：配布数：2,500 回収数：1,137（回収率：45.5%）

調査内容：あなた自身やご家族について、健康状態やストレスについて、こころの健康について、自殺に関して

1) 死のうと思ったり死のうとしたこと



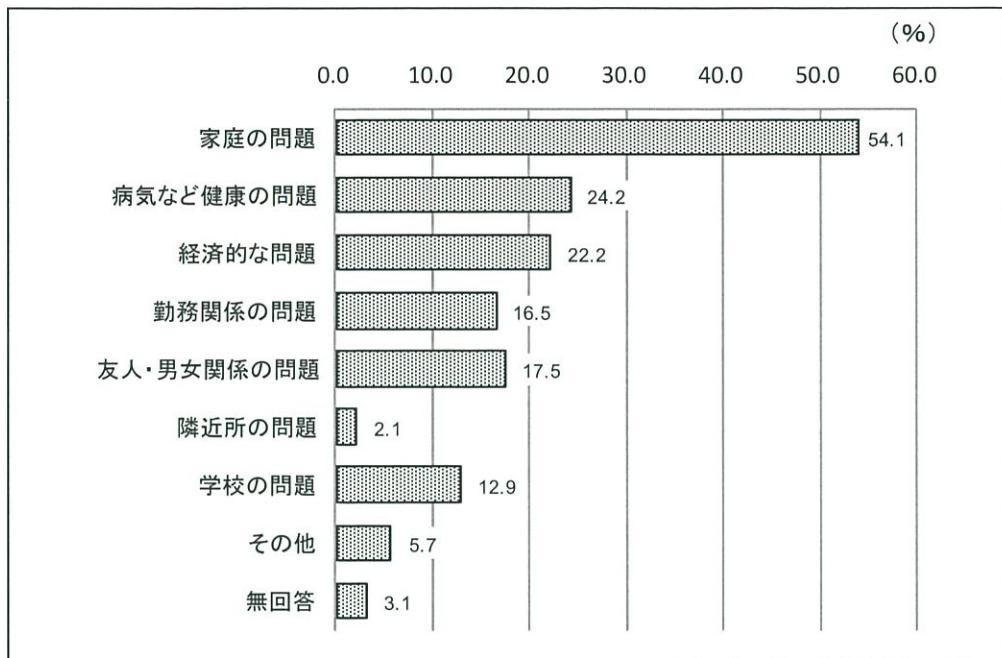
死のうと思ったり死のうとしたことは、「どちらもない」が76.0%を占め圧倒的に多いものの、「死のうとしたことがある」は2.1%、「死のうと思ったことがある」は15.0%を占めています。

2) 上記1) の年代別回答

実数 (%)	死のうと思ったり死のうとしたこと				
	死のうとしたことがある	死のうと思ったことがある	どちらもない	無回答	合計
20~29歳	2 (3.6)	17 (30.9)	36 (65.5)	-	55 (100.0)
30~39歳	4 (4.3)	27 (28.7)	62 (66.0)	1 (1.1)	94 (100.0)
40~49歳	3 (2.3)	25 (19.2)	97 (74.6)	5 (3.8)	130 (100.0)
50~59歳	10 (6.1)	27 (16.4)	124 (75.2)	4 (2.4)	165 (100.0)
60~69歳	1 (0.3)	42 (13.7)	250 (81.7)	13 (4.2)	306 (100.0)
70~79歳	2 (0.8)	21 (8.9)	184 (77.6)	30 (12.7)	237 (100.0)
80歳以上	2 (1.4)	8 (5.6)	110 (77.5)	22 (15.5)	142 (100.0)
無回答	-	3 (37.5)	2 (25.0)	3 (37.5)	8 (100.0)
合計	24 (2.1)	170 (15.0)	865 (76.1)	78 (6.9)	1,137 (100.0)

年代別の回答をみると、「死のうとしたことがある」と「死のうと思ったことがある」を合わせた割合は、20歳代が約35%、30歳代が33%を占め、他の年代よりも高くなっています。

3) 死のうとした又は死のうと思った原因



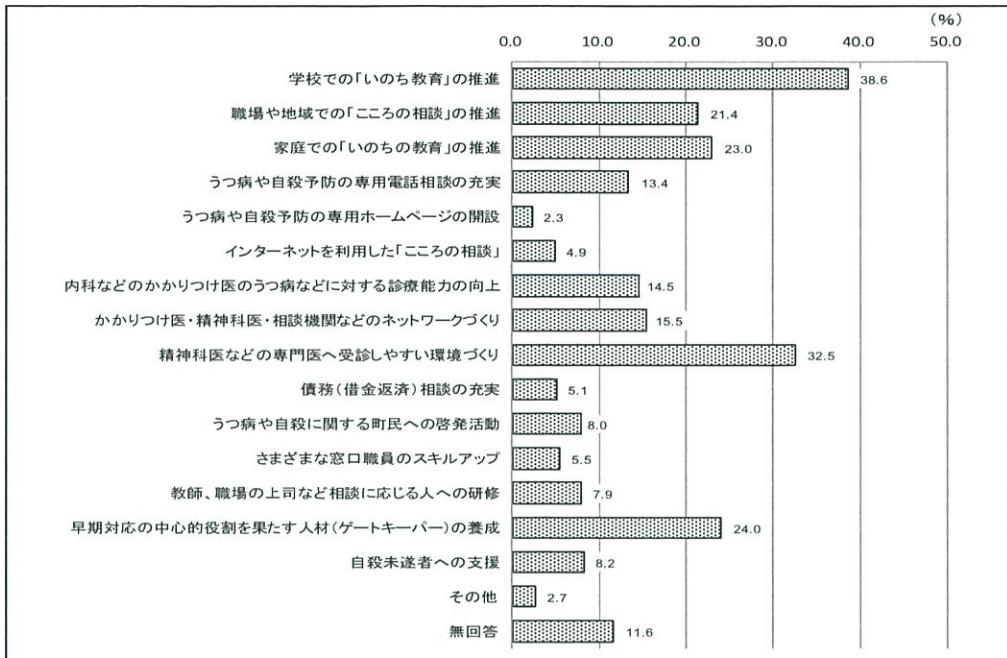
「死のうとしたことがある」又は「死のうと思ったことがある」と回答した194人に、その原因事項を尋ねたところ、「家庭の問題」が54.1%を占め最も多く、次いで「病気など健康の問題」(24.2%)、「経済的な問題」(22.2%)となっています。

4) 上記3) の年代別回答

実数 (%)	死のうとしたり死のうと思った原因									合計
	家庭の問題	病気など健康の問題	経済的な問題	勤務関係の問題	友人・男女関係の問題	隣近所の問題	学校の問題	その他	無回答	
20～29歳	8 (42.1)	3 (15.8)	8 (42.1)	5 (26.3)	5 (26.3)	-	4 (21.1)	1 (5.3)	-	19 (100.0)
30～39歳	18 (58.1)	3 (9.7)	5 (16.1)	5 (16.1)	6 (19.4)	-	6 (19.4)	2 (6.5)	-	31 (100.0)
40～49歳	16 (57.1)	5 (17.9)	6 (21.4)	9 (32.1)	6 (21.4)	-	4 (14.3)	2 (7.1)	1 (3.6)	28 (100.0)
50～59歳	19 (51.4)	15 (40.5)	7 (18.9)	8 (21.6)	10 (27.0)	1 (2.7)	3 (8.1)	2 (5.4)	1 (2.7)	37 (100.0)
60～69歳	28 (65.1)	10 (23.3)	7 (16.3)	5 (11.6)	2 (4.7)	2 (4.7)	3 (7.0)	2 (4.7)	2 (4.7)	43 (100.0)
70～79歳	11 (47.8)	6 (26.1)	6 (26.1)	-	4 (17.4)	1 (4.3)	3 (13.0)	1 (4.3)	1 (4.3)	23 (100.0)
80歳以上	4 (40.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	-	1 (10.0)	-	1 (10.0)	1 (10.0)	-	10 (100.0)
無回答	1 (33.3)	-	1 (33.3)	-	-	-	1 (33.3)	-	1 (33.3)	3 (100.0)
合計	105 (54.1)	47 (24.2)	43 (22.2)	32 (16.5)	34 (17.5)	4 (2.1)	25 (12.9)	1 (5.7)	6 (3.1)	194 (100.0)

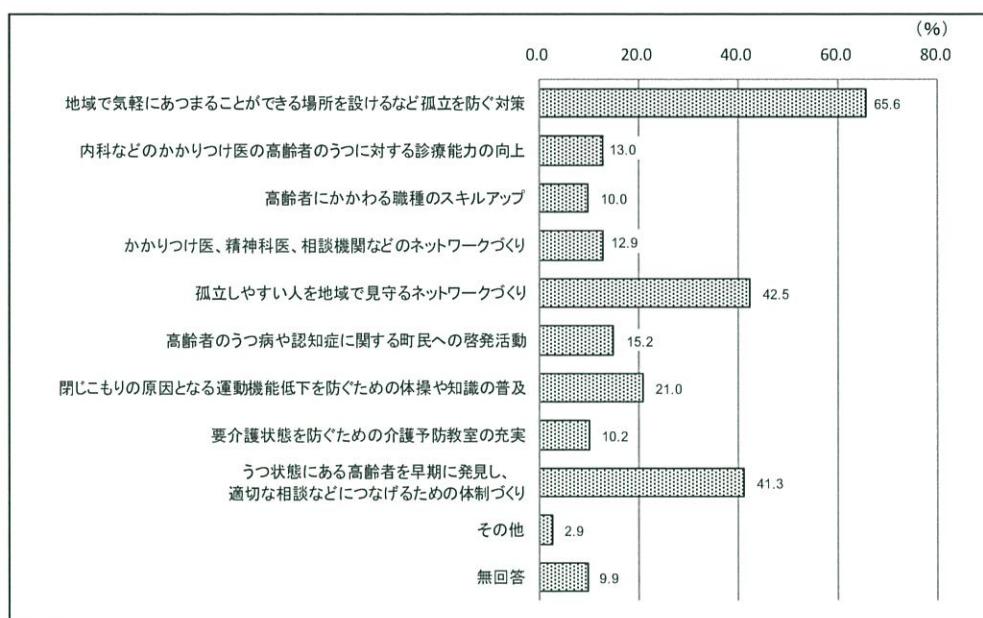
年代別の回答をみると、いずれの年代も「家庭の問題」が高い割合を占めています。また、20歳代では「経済的な問題」、80歳以上では「病気などの健康の問題」も高い割合を占めています。

5) 自殺予防対策として特に重要なこと



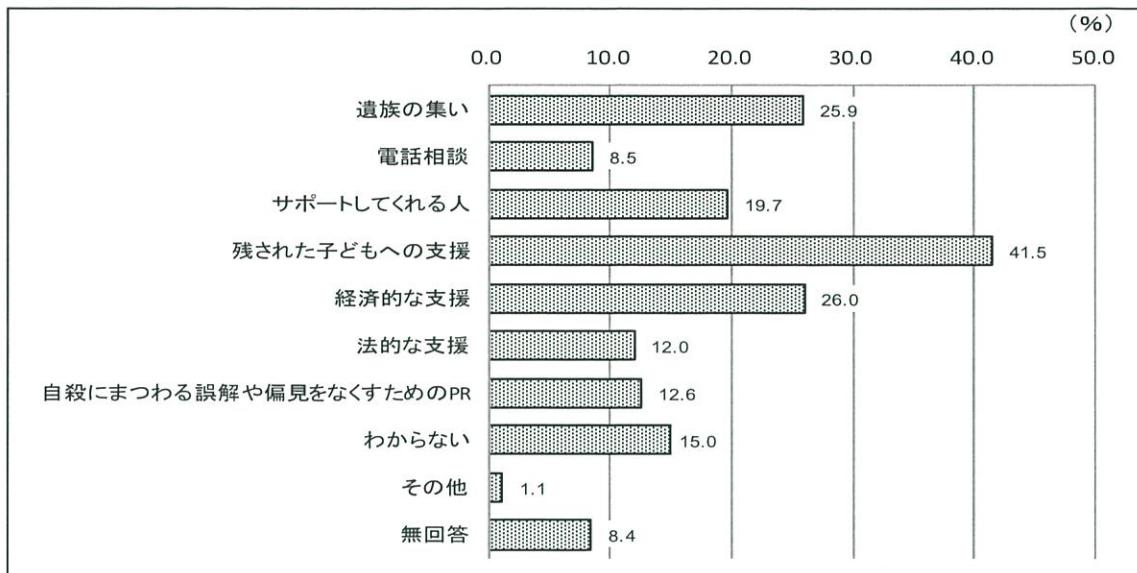
自殺予防対策として特に重要なことは何かを尋ねたところ、「学校での「いのちの教育」の推進」が38.6%を占め最も多く、次いで「精神科医などの専門医へ受診しやすい環境づくり」(32.5%)、「早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)の養成」(24.0%)と回答者のうちの1／4がゲートキーパー養成を重要と考えています。

6) 高齢者の閉じこもりや自殺予防対策として特に重要なこと



高齢者の閉じこもりや自殺予防の対策として特に重要と思われるなどを尋ねたところ、「地域で気軽にあつまることができる場所を設けるなど孤立を防ぐ対策」が65.6%を占め最も多く、次いで「孤立しやすい人を地域で見守るネットワークづくり」(42.5%)、「うつ状態にある高齢者を早期に発見し、適切な相談などにつなげるための体制づくり」(41.3%)となっています。

7) 自死遺族の支援策について



自死遺族の支援策については、「残された子どもへの支援（心のケア、教育費などの経済的な支援等）」が41.5%を占め最も多く、次いで「経済的な支援（税金の控除、生活費の支援等）」（26.0%）、「遺族の集い（自由に話せる場）」（25.9%）となっています。

第3章　自殺対策の取り組み

1. 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本町では次の5点を自殺対策における「基本方針」として、本計画を推進します。

1) 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策の推進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で自殺対策を推進します。

2) 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組の推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、包括的・総合的な自殺対策の取り組みを推進します。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策に係る個別の施策は、三階層自殺対策運動モデル（図2参照）にあるよう、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進します。

また、自殺対策に係る個別施策として、「事前対応」「自殺発生の危機対応」「事後対応」等の段階ごとに効果的な施策を講じます。

さらに、事前対応の前段階として、学校における「SOSの出し方に関する教育」や孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

4) 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を推進します。

5) 関係機関の役割を明確化し、連携・協働して取り組みを推進

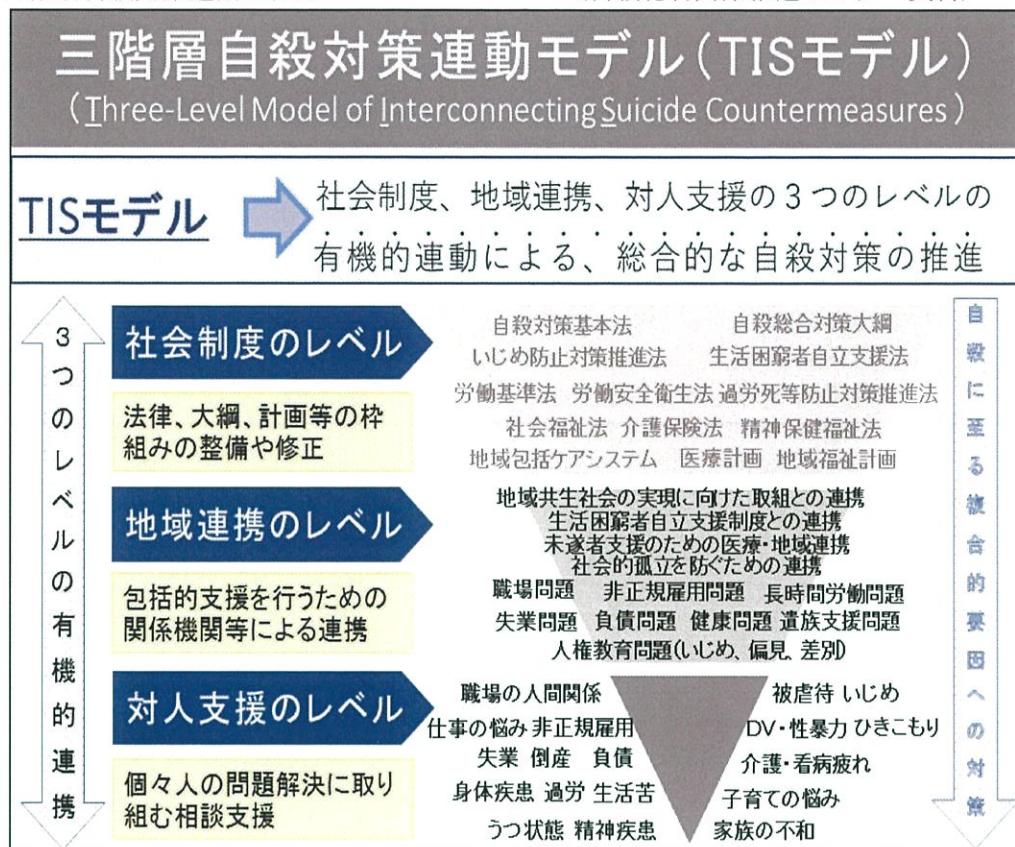
自殺対策が最大限その効果を發揮して「誰も自殺に追い込まれることのない志賀町」を

実現するために、関係機関を上げて自殺対策を総合的に推進します。

そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

図2 三階層自殺対策連動モデル

(自殺総合対策推進センター資料)



2. 施策体系

本町における自殺対策は、第1期計画にあるように「町民一人ひとりが、かけがえのない「いのち」を大切にし、家族や地域のきずなの中で、安心して幸せに暮らせるまち」を基本理念とし、様々な施策を講じることにより、自殺対策の最終目標である「誰も自殺に追い込まれることのない志賀町」を目指します。

そのために、施策は国が定める「地域自殺対策パッケージ」において、すべての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

また、府内関係機関の多様な既存事業を「生きる支援」(自殺対策)関連施策事業と位置付け、より包括的に自殺対策を推進します。

- 1) 基本施策
 - (1) 地域におけるネットワークの強化
 - (2) 自殺対策を支える人材の育成
 - (3) 住民への啓発と周知
 - (4) 生きることの促進要因への支援
 - (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 2) 重点施策
 - (1) 高齢者の自殺対策の推進
 - (2) 「無職者・失業者」及び「生活困窮者」への支援の強化
 - (3) 子ども・若者向け自殺対策の推進
- 3) 「生きる支援」(自殺対策)関連施策事業

最終目標：誰も自殺に追い込まれることのない志賀町

基本理念：町民一人ひとりが、かけがえのない「いのち」を大切にし、
家族や地域のきずなの中で、安心して幸せに暮らせるまち



1. 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2. 重点施策

- (1) 高齢者の自殺対策の推進
- (2) 「無職者・失業者」及び「生活困窮者」への支援の強化
- (3) 子ども・若者向け自殺対策の推進

3. 「生きる支援」(自殺対策)関連施策事業

1) 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

地域での自殺対策を推進する上での基盤となる取り組みは、地域におけるネットワークの強化です。単に自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携に取り組みます。また、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【志賀町自殺対策ネットワーク会議】 府内関係課および、関係機関の担当者が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。	健康福祉課（保健） 各関係課および機関
【高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク委員会】 高齢者及び障害者における虐待防止ネットワーク委員会にて、自殺の実態・背景や課題等を認識し、自殺対策の理解を深め、取組み促進を図ります。	健康福祉課（介護支援）
【要保護児童地域対策協議会及び実務者会議、母子保健担当者連絡会】 虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者、また、育児不安を抱えている保護者や要フォロー児の保護者などへ、早期支援につながるよう連携強化を図ります。	住民課
【地域活動振興会】 地域の代表者（区長等）や民生委員等を対象とした自殺対策に関する講演や講習会を開催することにより、地域住民として何ができるか具体的に考える機会とします。	総務課 健康福祉課

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
志賀町自殺対策ネットワーク会議の開催	平成31年度設置	1回以上／年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を推進していく必要があります。自殺対策に関わる者のほか、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、一般町民にも必要な研修を受けられる場を設けます。こころの健康に関するアンケート調査結果にもあるように、回答者のうち1/4の人が、ゲートキーパーの養成が重要と回答しています。周囲の人のこころの病気や自殺のサインにいち早く気付いて対応にあたる「ゲートキーパー」の養成・確保に取り組むとともに、地域や様々な分野で「ゲートキーパー」の役割を担う人材を増やし、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【町職員向けゲートキーパー研修の開催】 府内の窓口業務や相談、徴収業務の際に、自殺のサインに早期に気づくことができるよう、また、自殺対策が全庁的な取り組みであることの意識を高めるために、管理職を含め全職員対象とした研修を開催します。	健康福祉課（保健） 総務課
【関係団体向けゲートキーパー研修の開催】 地域住民の身近な存在である民生児童委員をはじめ、保健推進員、食生活改善推進員、母子保健推進員、老人保健ビジター等を対象に地域における自殺防止の担い手となる人材育成のための研修会を開催します。	健康福祉課（保健） 社会福祉協議会
【こころの健康づくり支援者研修の開催】 介護支援専門員、施設職員、教職員、保育士など相談業務を担う可能性のある専門職を対象に、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての研修会を開催します。	健康福祉課（保健）
【町民向けゲートキーパー研修の開催】 自殺対策を普及するために地域レベルでの人材を育成するため、町民向けのゲートキーパー養成研修会を開催します。	健康福祉課（保健）

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
町職員向けゲートキーパー研修会開催回数	—	1回以上／年
関係団体向けゲートキーパー研修の開催回数	—	1回以上／年
こころの健康づくり支援者研修の開催回数	—	1回以上／年
町民向けゲートキーパー研修の開催回数	—	1回以上／年

(3) 住民への啓発と周知

町民との様々な接点を活かし、こころの健康づくり、自殺対策、相談機関などに関する情報を提供し、町民自らが自殺対策についての理解を深められる機会を増やします。また、地域全体に向けた普及啓発も実施していきます。

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【行政の情報提供に関する事務】 行政に関する情報・生活情報の掲載と充実、町のホームページによる情報発信、ケーブルテレビによるしかチャンネルの番組の作成など自殺対策に関する総合的な情報を町民にわかりやすく提供します。	情報推進課 健康福祉課（保健）
【パンフレットによる相談窓口の周知】 相談窓口をまとめたパンフレットを作成し、府内窓口及び、関係機関、医療機関等に設置し、住民への周知を図ります。	健康福祉課（保健）

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【自殺予防週間・自殺対策強化月間での取り組み】 自殺予防週間（9/10～9/16）及び自殺対策強化月間（3月）において保健福祉センター内に自殺対策ミニコーナーを設置、街頭キャンペーンの実施、ポスター掲示などを行い、町民に命の大切さと自殺対策についての理解を深める機会とします。	健康福祉課（保健）
【健康フェアにおける啓発】 健康フェアにおいて、パネル展示など自殺対策コーナーを設置し、町民が命の大切さと自殺対策についての理解を深めていただく機会とします。	健康福祉課（保健）
【地域における健康教室】 町内各地区で行われる出前健康講座や、そくさい会での健康教室の依頼があった場合に、パンフレットを配布し、地域における早期気づきができるようにこころの健康について学ぶ場とします。	健康福祉課（保健）

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
広報への掲載回数・ホームページ更新回数	掲載2回/年 更新1回/年	掲載2～4回/年 更新2回/年
自殺対策コーナーの設置(週間・月間) 〃(健康フェア)	2回/年 1回/年	2回/年 1回/年
自殺予防キャンペーンの実施(自殺予防週間)	1回/年	1回/年
啓発パンフレットの配付枚数	300枚/年	500枚/年

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みの展開により、自殺リスクの低下につながります。「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり・生きがいづくりの支援、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

①居場所づくり、生きがいづくりの支援

子どもから高齢者まで、様々な状況にある人々が、孤立することなく生活していくため、また、生きがいを持って生活していくよう、居場所づくり・生きがいづくりを推進します。

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【町営住宅管理業務】 町営住宅への入居・退去・修繕等の町営住宅の維持管理を通じた生活相談を実施することで、安心して生活できる場を確保します。	まち整備課

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
<p>【子どもの学習支援事業】 生活保護受給世帯、ひとり親世帯、就学援助受給世帯等の児童・生徒への学習を支援することにより子どもの居場所づくりになり、また、学力の向上を図り、将来の安定的な就業と自立促進につなげます。</p>	社会福祉協議会 住民課
<p>【放課後児童クラブ事業】 保護者の就労等により日中保護者のいない家庭の小学生を放課後及び長期休暇中に、放課後児童クラブを開所することで、保護者及び児童が安心して生活できるよう支援します。</p>	住民課
<p>【児童館の活用】 子育て世代の親と子が気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。</p>	住民課
<p>【一般介護予防事業】 (リハビリ教室、いきいき貯金俱楽部、志賀健幸教室、ほがらか教室、そくさい会等) 各種事業を通じて、身体機能や認知機能の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所となることを目指します。</p>	健康福祉課（介護支援）
<p>【認知症カフェ】 認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進につなげます。</p>	健康福祉課（介護支援）
<p>【障害者福祉事業】 手話通訳士の派遣、移動支援事業等の福祉事業を実施することで、社会参加の促進につながり、地域で生活しやすくなります。また、就労継続支援、就労移行支援等の自立支援給付を行うことで、社会生活における居場所づくりにつなげます。</p>	健康福祉課（高齢者障害）
<p>【グループ教室事業】 地域の自殺状況や自殺対策に関する理解を深め、地域の「支え手」を育成する機会となるよう支援します。また、スクール内での関わりを深めることで、地域での仲間作りを促進します。</p>	生涯学習課
<p>【図書館の管理事業】 町民誰もが利用しやすい居場所としての機能だけでなく、学校に行きづらいと思っている子どもたちの居場所・避難場所としても活用できるよう支援します。 また、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携し、住民への情報提供の場として活用します。</p>	生涯学習課
<p>【心の教育推進事業・放課後子ども教室事業】 世代を超えた交流や、学校、家庭、地域が連携することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを図るとともに、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すきっかけとなり、地域での居場所づくりにつながることを目指します。</p>	生涯学習課
<p>【母子保健事業】(ゆう遊クラブ、モグモグ教室、わははの会、おしゃべりサロン等) 同じような年代の乳幼児を持つ保護者や、障害を抱える児の保護者など、母親同士の交流の場や保健師等への相談の場となる教室を開催し、母親同士の負担や不安感の軽減につなげます。</p>	健康福祉課（保健）

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
一般介護予防事業の実施回数	20回程度/月	現状維持
障害者福祉事業 ・手話通訳派遣数（延） ・移動支援事業利用者数 ・就労継続支援利用者数 ・就労移行支援利用者数	(H29実績) 132件／年 11人／年 60人／年 6人／年	245件／年 16人／年 100人／年 7人／年

②自殺未遂者の再発防止に向けた取組み

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群です。自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための課題の一つです。そのために、一般医療機関、精神科医療機関、救急告示医療機関等における身体・精神科的治療への支援とともに、地域へ戻った後も専門家によるケアや自殺未遂者の抱える様々な社会問題への包括的な支援を行います。

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【自殺未遂者への支援】 消防署や医療機関と連携し、自殺未遂者の状況把握ができるようネットワークづくりを行い、現状把握や未遂者およびその家族への支援方法について検討していきます。	健康福祉課（保健） 志賀消防署 医療機関
【こころの相談窓口パンフレットの配付】 救急搬送時または救急搬送先の医療機関において、悩みを抱えている人やその家族のこころの支えとなるよう、可能であれば、石川県が作成した「こころの相談窓口パンフレット」を配付することで、早期に専門機関へつなげられるよう支援します。	医療機関 志賀消防署
【関係機関との連携】 自殺未遂者等のハイリスク者の支援については、県、関係機関との連携のもと、適切な介入を行い、継続的に心のケアに努めます。	健康福祉課（保健） 関係機関
【研修会への参加】 能登中部保健福祉センター等が実施する自殺未遂者支援研修会に参加し、自殺未遂者への精神的ケアや様々な支援を効果的に行うための知識を習得します。	健康福祉課（保健） 関係機関

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
研修会への参加回数	1回／年	1回／年

③自死遺族へのこころのケア

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要であり、中でも自死遺族への支援に関しては、当事者を支える活動の支援と同時に地域レベルでの支援を推進します。

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【関係機関との連携】 自殺者の家族や身近な人に対して、継続した支援ができるよう、県と協力しながら必要な情報提供や相談支援等の支援を行います。	健康福祉課（保健）
【遺族への情報提供】 遺族が死別による悲嘆と向き合い、回復の道を進むために石川県こころの健康センターが作成したパンフレットを渡したり、「遺族交流会」の案内をします。	健康福祉課（保健） 医療機関
【研修会の参加】 県などが実施する自死遺族支援研修会に参加し、自死遺族への精神的ケアや様々な支援を効果的に行うための知識を習得します。	健康福祉課（保健）

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
研修会への参加回数	1回／年	1回／年

④支援者への支援

さまざまな形で家族や周囲の者、児童生徒や町民を支える者に対して支援を行うことで、支援者の自殺予防に努めます。

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【家族介護者のつどい】 介護家族同士の交流機会の提供により、家族の介護負担軽減を通じて、支援者への支援の強化を図ります。	健康福祉課（介護支援）
【職員の健康診断・ストレスチェック事務】 住民からの相談に応じる職員の身体面および精神面の健康維持増進を図ります。	総務課
【教職員の健康管理・ストレスチェック】 労働安全衛生法のもと、職員50人以上の学校では衛生委員会の設置と産業医の委嘱により、職員の健康管理を行います。50人未満でも教頭を推進員として健康管理を推進します。また学校職員等のストレスチェックを行い、メンタルの不調についての未然防止を図ります。	学校教育課

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【教職員の多忙化改善に向けた取り組み】 多忙化改善に向けた職場環境の見直しを行うことで、教職員の時間外勤務時間の縮減を図り、教職員のこころの健康維持を図ります。	学校教育課

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
教職員の時間外勤務時間が45時間を超える教職員の人数	—	0人

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を展開していくためには、自殺予防の知識を教えるプログラムとしてではなく、「生きる包括的な支援」として「いのちや暮らしの危機に直面した時に、どうやって助けを求めるべきか」「つらい時には助けを求めてよい」ということを具体的に実践的に伝えることが必要です。直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【SOSの出し方教育】 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育に加え、生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法や、SOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	健康福祉課（保健） 学校教育課
【職場体験学習】 職場体験を機会に、望ましい職業観を育て、仕事の喜びや厳しさを感じ取らせることで職業への意識を高めるとともに、学校では学べない人間関係などを体験することで、こころの健康について考えるきっかけづくりを図ります。	学校教育課
【いじめ防止対策】 いじめ防止基本方針のもと、いじめの早期発見・早期対応を図ります。また、相談窓口の周知を行うことで、早期にSOSを出せるよう情報提供します。	学校教育課

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
各小中学校におけるSOSの出し方教育開催回数	—	1回/年

2) 重点施策

本町では、平成25年から29年の5年間で、15人が自殺で亡くなっています。そのうち11人が60歳以上であり、自殺者の約73%という高い割合を高齢者が占めています。高齢者の11人のうち7人が無職者でした。

「志賀町自殺実態プロファイル」（自殺総合対策推進センター作成）においても、本町における自殺対策の優先的課題は「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」「子ども・若年」に関わる自殺対策であると分析されていることから、これら4つを本町の自殺対策における、重点施策として位置づけます。

なお、「子ども・若年」については、本町での自殺者数は平成25～29年の5年間で発生はみられませんが、こころの健康に関するアンケートの結果から20歳代、30歳代で「死のうと思ったり、死のうとしたことがある」と回答した割合が、他の年代よりも多くなっていることからも、今後も子ども・若年者の自殺が発生することがないよう、自殺対策を推進するために重点施策とします。

（1）高齢者の自殺対策の推進

本町での平成29年4月現在の総人口は21,112人となっています。そのうち65歳以上人口は8,448人であり、全人口の40.0%を占めています。60歳以上の人口をみると10,180人で、48.2%を占めています。

また、前述のとおり、平成25年から29年の5年間で15人が自殺で亡くなっているうち、11人が60歳以上であり、約73%という高い割合を高齢者が占めていることから、高齢者の自殺対策が喫緊の課題となっています。

高齢者は、死別や離別、病気や孤独などをきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのために、自殺リスクの高い高齢者の早期発見早期支援が大きな課題となります。

また、今後さらに団塊世代の高齢化が進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えしていくと考えられます。さらには「8050問題」のように、高齢者本人だけでなく、その家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

これらを踏まえ、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組みのみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策の啓発と実践とともに強化していく必要があります。具体的には、相談支援先の普及啓発、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し支援へつなぐネットワークづくり、高齢者とその支援者が社会的に孤立することなく、生きがいを感じられるような地域づくりを推進します。

＜高齢者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策＞

- ①高齢者とその支援者向けの各種支援先に関する周知を進める
- ②高齢者の周囲の人が自殺リスクを抱える高齢者に「気づく」力を高める
- ③高齢者の生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する
- ④支援者への支援を推進する

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【介護予防・生活支援サービス事業】 地域包括ケアシステムの構築を目指して、多様な主体による多様なサービスの整備に取り組むことで、事業関係者や地域住民同士の支え合いの醸成にもつながり、地域で生活する高齢者の孤立防止対策や自殺対策を図ります。	健康福祉課（介護支援）
【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険があるため、介護支援専門員等が、相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減につなげます。	健康福祉課（介護支援）
【総合相談支援業務】 多様な相談内容を的確に把握・分類し、適切な対応を検討する総合相談受付時の初期対応、スクリーニング機能が、包括支援センターの業務の要となっていることから、自殺リスクの初期対応につなげます。	健康福祉課（介護支援）
【生活支援体制整備事業】 有償ボランティア（志っ賀りサポート隊）の養成、活動支援を通して、地域住民同士の助け合いの力の醸成につながるとともに、地域で生活する高齢者の孤立防止対策や自殺対策を図ります。	健康福祉課（介護支援）
【認知症高齢者見守り、家族支援活動（サポーター、やすらぎ支援員等）】 認知症高齢者の介護は、家族の心身の負担が大きく共倒れや心中の危険性があるため、支援者がそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるように活動を支援します。	健康福祉課（介護支援）
【一般介護予防事業】（リハビリ教室、いきいき筋骨格教室、志賀健幸教室、ほがらか教室、そくさい会等） 各種事業を通じて、身体機能や認知機能の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所となることを目指します。	健康福祉課（介護支援） 〃（保健）
【地域ケア会議】 支援困難事例については、複合的な課題を抱えていたり、支援を拒否するなどケースの形は多様であるため、幅広い多様な機関や職種による多方面の視点から検討し個別支援の充実を図るとともに、地域で生活する高齢者の孤立防止対策や自殺対策につなげます。	健康福祉課（介護支援）
【高齢消費者被害防止出前講座】 生活資金の不安や社会的孤立、認知能力の低下により高齢者の消費者問題が深刻化していることから、消費者被害防止のための啓発講座を老人会等に出向いて実施することで、消費者トラブルの早期発見につながり、被害が深刻化することによる自殺のリスクの軽減を図ります。	商工観光課

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
高齢消費者被害防止出前講座の実施回数及び受講者	実施回数 5回/年 受講者数 150人/年	現状維持
一般介護予防事業の実施回数	20回程度/月	現状維持

(2) 無職者・失業者及び生活困窮者への支援の強化

平成25年から29年の5年間で15人が自殺で亡くなっているうち、12人が無職者でした。その9人のうち5人は年金・雇用保険等生活者であり、無職・失業者問題と生活困窮の問題は切り離せない問題であるといえます。

また、生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範囲な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。さまざまな背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人であることを認識したうえで、包括的な生きる支援としての自殺対策を行うことが重要です。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動して効果的に自殺対策を進めます。

<生活困窮者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策>

- ①関係機関とのネットワークの構築とそれに基づく相談支援を促進する
- ②生活困窮に陥った人や陥る可能性のある人へ「生きることの包括的な支援」を強化する
- ③支援につながっていない人を早期に支援へつなぐための取り組みを推進する

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【税金・水道料金等徴収業務】 税金や水道料金を滞納している家庭への訪問等を通じ、問題を抱え生活苦に陥っている家庭に対して相談に応じ、必要に応じて他機関へつなぐ等の対応が取れるよう関係課と連携します。	まち整備課上下水道室 税務課
【総合相談事業】 志賀地域・富来地域において毎月1回ずつ開催し、町民の日常生活上のあらゆる相談に応じます。	社会福祉協議会
【生活福祉資金貸付事業】 石川県社会福祉協議会を主体として、町社会福祉協議会が窓口となり、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、世帯の状況と必要に応じ貸し付けを行うことにより自立支援を目指します。	社会福祉協議会
【無料法律相談事業】 生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家（弁護士）による無料法律相談を実施します。	住民課
【ひとり親家庭等医療費助成事業】 ひとり親家庭等の医療費に対し助成を行います。	住民課
【要保護児童支援対策事業】 要保護児童に対し、その実態に即した必要な扶助費を支給します。	住民課

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【就学援助及び就学奨励補助に関する事務】 経済的援助を行うことで、生活環境の安定化を図ります。	学校教育課
【消費者行政相談窓口業務】 契約に関するトラブルや多重債務問題等消費生活に係る相談を幅広く受け付け、消費生活相談をきっかけに、抱えている他の問題を把握し、関係機関と連携して対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を開展します。	商工観光課
【勤労者福祉資金貸付制度】 勤労者の不時の支出に充てるため、資金の貸付けを行うことにより、生活資金の不安の軽減につながる	商工観光課
【妊娠婦医療費の助成】 妊娠中、又は出産時の医療費を助成することで、妊娠婦の経済的負担を軽減し、不安の軽減につなげます。	健康福祉課（保健）
【妊娠婦健診費用の助成】 県外での妊娠婦健診、予定日超過、多胎のために増加した妊娠婦健診に係る費用を助成することで、妊娠婦の経済的負担を軽減し不安の軽減につなげます。	健康福祉課（保健）
【地域生活の基盤づくり】 障害のある人の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へつなげる上で相談等の各種支援は最初の窓口とし、自殺リスクの早期発見につなげます	健康福祉課（高齢者障害）

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
【障害者福祉事業】 障害者計画相談支援者数 相談件数	(H29実績) 175人 531件	275人 820件

（3）子ども・若者向け自殺対策の推進

本町の平成25年から29年の5年間での自殺者数15人のうち、20歳未満の子どもや若年者は0人であり、本町の自殺の特徴のひとつとは言えない状況です。しかし、子どもや若者が抱える悩みは多様であり、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があること、ライフステージや立場ごとにおかれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が必要になると考えられます。また近年、いじめ問題、児童虐待問題、子どもの貧困問題など子どもや若者を取り巻く環境により、心理的負担や自殺リスクが増加することが予測されるため、これまでのように子ども・若者の自殺が発生しないように、本町における重点施策のひとつに位置づけます。

子ども・若者の自殺対策に関しては、児童生徒及び学生は家庭、地域、学校を主な生活の場としており、自殺対策に関する機関として児童福祉や教育機関があげられますが、10歳代後半からはこれらの世代に関連する機関、団体も支援に関係します。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関のもとで機能する支援を推進します。

<子ども・若者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策>

- ①子ども・若者向けの相談支援の充実を図る
- ②児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進する
- ③児童生徒の健全育成に資する各種取り組みを推進する
- ④児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を整備する

【事業名】事業内容	担当課・関係機関
【SOSの出し方教育】 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育に加え、生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法や、SOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	健康福祉課（保健） 学校教育課
【職場体験学習】 職場体験を機会に、望ましい職業観を育て、仕事の喜びや厳しさを感じ取らせることで職業への意識を高めるとともに、学校では学べない人間関係などを体験することで、こころの健康について考えるきっかけとします。	学校教育課
【いじめ防止対策】 いじめ防止基本方針のもと、いじめの早期発見・早期対応を図ります。また、相談窓口の周知を行うことで、早期にSOSを出せるよう情報提供します。	学校教育課
【教育相談】 悩み事について、ハートフル相談員やスクールカウンセラーと相談できる機会を設け、不安の解消を図ります。	学校教育課
【わかる授業づくり】 分かる授業づくり・関心を抱く授業づくりを工夫することで、児童生徒の授業における自己肯定感や自己有用感を高めることにつなげます。	学校教育課

【評価指標】

評価項目	現状値	平成34年までの目標値
各小中学校におけるSOSの出し方教育開催回数	—	1回/年
学校アンケートにおける生徒の授業満足度	—	年々増加

3) 生きる支援（自殺対策）関連施策事業

生きる支援（自殺対策）関連施策事業は、本町において、町役場及び関係機関ですでに行われている事業に、自殺予防の視点を加え改めて内容をまとめたものです。

これらの事業について、自殺対策の視点から、町の基本施策（5項目）、重点施策（3項目）に基づき関連させて分類しました。

それぞれの事業において住民と関わる際に、悩んでいる人に気づいたときは、話を傾聴し、必要に応じて専門機関へつなぐ、見守るという自殺予防の基本行動が自殺予防の担い手となることを意識して対応します。

一覧表以外にも、実施されている事業はたくさんありますが、あらゆる事業が自殺対策とつながることを念頭に置き、住民と接するあらゆる機会を啓発普及の場として活用します。

生きる支援（自殺対策）関連施策事業一覧

担当	事業名	事業内容	地域におけるネットワーク強化	自殺対策を支える人材育成	住民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方教育	高齢者の自殺対策の推進	無職・失業・生活困窮者への支援	子ども・若者向け自殺対策の推進
健康福祉課 (高齢者福祉)	地域生活の基盤づくり	障害のある人の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上で相談等の各種支援は最初の窓口となり得るため、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。		○ ○	○ ○					
健康福祉課 (高齢者福祉)	社会参加への支援	障害のある人については、周囲の無理解・非協力等によって疎外感を抱くことがあり、孤立や無価値感にもつながりやすいため、社会参加の促進は生きることの包括的な支援（自殺対策）に寄与し得る。			○ ○					
健康福祉課 (高齢者福祉)	就労支援	障害のある人への就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要な場合には支援先につなぐ等の対応により、必要な支援への接点になり得る。			○ ○	○ ○				
健康福祉課 (高齢者福祉)	防災意識の高揚、自主防災組織の育成	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が語られている。	○ ○ ○ ○			○ ○				
健康福祉課 (介護支援)	介護予防・生活支援サービス事業	地域包括ケアシステムの構築を目指して、多様な主体による多様なサービスの整備に取り組むことで、事業関係者や地域住民同士の支え合いの醸成にもつながっており、高齢者の孤立防止や自殺対策にもなり得る。	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○					
健康福祉課 (介護支援)	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険があるため、介護支援専門員等が、相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○				
健康福祉課 (介護支援)	一般介護予防事業	そくさい会や各種介護予防事業の参加者に、ゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺予防の重要性を理解してもらい、地域での見守り体制を強化していく。	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○			
健康福祉課 (介護支援)	総合相談支援業務	多様な相談内容を的確に把握・分類し、適切な対応を検討する総合相談受付時の初期対応、スクリーニング機能が、自殺リスクの初期対応にも寄与し得る。			○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○			
健康福祉課 (介護支援)	生活支援体制整備事業	有償ボランティア（志っ賀りサポート隊）の養成、活動支援を通して、地域住民同士の助け合いの力の醸成につながるとともに、高齢者の孤立防止や自殺対策にもなり得る。	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○			
健康福祉課 (介護支援)	介護職員人材育成事業	介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点をもって高齢者本人や家族の介護に従事してもらう。 また、介護職員が抱え込みがちな問題や職場での人間関係によるストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、介護職員への支援の充実に向けた施策にもなり得る。		○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○			
健康福祉課 (介護支援)	家族介護者のつどい	介護家族同士の交流機会の提供により、家族の介護負担軽減を通じて、支援者への支援の強化を図ることができる。		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		

担当	事業名	事業内容	地域におけるネットワーク強化	自殺対策を支える人材育成	住民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方教育	高齢者の自殺対策の推進	無職・失業・生活困窮者への支援	子ども・若者向け自殺対策の推進
健康福祉課 (介護支援)	認知症高齢者見守り、家族支援活動(サポートー、やすらぎ支援員等)	認知症高齢者の介護は、家族の心身の負担が大きく共倒れや心中が生じる危険性があるため、支援者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援者がそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	○	○	○	○	○			
健康福祉課 (介護支援)	認知症カフェ	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。		○	○	○		○		
健康福祉課 (介護支援)	地域ケア会議	支援困難事例については、複合的な課題を抱えていたり、支援を拒否するなどケースの形は多様であるため、幅広い多様な機関や職種による多方面の視点からの検討が必要となり、高齢者の孤立防止や自殺対策にもなり得る。	○	○	○	○	○			
健康福祉課 (介護支援)	介護保険サービス給付事業	介護保険サービス(在宅・施設介護サービス)を適切に利用(給付)することにより、利用者及び介護者の負担軽減を図り、介護疲れ等による自殺防止対策になり得る。			○			○		
健康福祉課 (介護支援)	在宅医療・介護連携会議	地域で最後まで安心して暮らすうえで、医療・介護連携の観点から医療機関や介護事業所等の関係機関を構成とする会議を開催、自殺対策についても様々な支援機関の連携促進や対象者の包括的なサービスの提供につなげられる可能性がある。	○	○	○			○		
健康福祉課 (介護支援)	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク委員会	高齢者及び障害者における虐待防止ネットワーク委員会自殺の実態・背景や課題等を認識し、自殺対策の理解を深め、取組促進が図られる。	○					○	○	
健康福祉課 (保健)	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付時に、本人や家族と面接により家庭状況や課題を把握することで、支援への接点となり得る。			○	○				○
健康福祉課 (保健)	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後2か月までに、自宅へ訪問し母親や家族と面接することで、不安や問題を把握できる。また、EPDS質問票等を活用し、産後うつのスクリーニングを行い、メンタルヘルスの向上、自殺予防につなげる。			○	○				○
健康福祉課 (保健)	育児支援教室(ゆう遊クラブ)	未入園児を対象に育児支援教室(志賀・富来各1回/月)を行うことで、母親どうしの交流の場や保健師への相談の場となり、母親の負担や不安感の軽減へつなげる			○	○				○
健康福祉課 (保健)	遊びの教室	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減につなげる			○	○				○
健康福祉課 (保健)	離乳食教室(モグモグ教室)	乳食に関する教室をおこない、離乳食に関する不安をはじめそれ以外の不安や問題等の早期発見でき、早期の支援開始につなぐことができる			○	○				○
健康福祉課 (保健)	乳幼児健診(4か月児・1歳6か月児・3歳児・医療機関委託乳児健診)	健診をとおし、家庭の生活状況や子どもの発達を確認でき、また、家族が抱える問題等の把握の機会となり、専門機関へつなげるなど支援のきっかけとすることができ、家族の負担軽減につなげる。			○	○				○
健康福祉課 (保健)	障害児を持つ親の会(わははの会・おしゃべりサロン)	障害を持つ子、またはグレーゾーンの子を持つ親が集まり、お互いの悩みを相談したり、情報交換することで、不安の軽減につなぐことができる。			○	○				○
健康福祉課 (保健)	すぐすぐ子育て相談	子どもの成長発達に関する悩みに応じることで、保護者の不安の軽減につなげる。			○	○				○
健康福祉課 (保健)	妊娠婦医療費の助成事業	妊娠中、又は出産時の医療費を助成することで、妊娠婦の経済的負担を軽減でき、不安の軽減につながる			○	○				○
健康福祉課 (保健)	妊娠婦健診費用の助成事業	妊娠届出時妊娠健診(14回)の無料券を交付。また県外での妊娠健診、予定期間超過、多胎のために増加した妊娠健診に係る費用を助成することで、妊娠婦の経済的負担を軽減し不安軽減につながる。			○	○				○

担当	事業名	事業内容	地域におけるネットワーク強化	自殺対策を支える人材育成	住民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方教育	高齢者の自殺対策の推進	無職・失業・生活困窮者への支援	子ども・若者向け自殺対策の推進
健康福祉課 (保健)	予防接種事業（乳児・学童）	予防接種の接種状況の把握や接種券の再発行業務を通して、乳幼児健診などの状況と照らし合わせることで、虐待の早期発見や、保護者の状態の把握につなげることができる		○	○					○
健康福祉課 (保健)	予防接種事業（高齢者）	予防接種の接種状況の把握や接種券の再発行業務を通して、高齢者の状態（精神状態、認知症など）を把握し、必要があれば関係機関へとつなぐきっかけとなる。		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	健康フェア	自殺対策に関する普及啓発コーナー（パネル展示・リーフレット配付など）で、住民への自殺予防、個々の健康づくりに関する普及啓発の機会となる。		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	特定健康診査事業等	健康診査による健康状態の把握に加え、健診受診の際に相談があった場合に応じることで、早期問題の把握、解決へとつなげる場となる		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	検診結果説明会の実施	健診結果を面接で返却することで、問題に関する詳しい聴きとりができ、必要な場合には専門機関へ紹介など支援につなげられる		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	がん検診等事業（胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺・肝炎・胃がんリスク検査、緑内障）（集団）	検診受診の際に相談があった場合に応じることで、早期問題の把握、解決へとつなげる場となる。また、精検受診勧奨により、医療機関への受診を促すことで、病気の早期発見治療につなげ、不安の軽減を図る。		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	健康相談	電話、来所、訪問等により健康相談を行うことで、問題に関する詳しい聴きとりができ、必要な場合には専門機関へ紹介など支援につなげられる		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	出前健康講座	健康に関する出前健康講座において、リーフレットの配布等を通して、自殺予防、こころの健康に関する啓発普及の機会となる		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	精神保健事業（相談・訪問）	精神障害を抱える方と家族は地域社会での生活に際して様々な問題を抱えているため、保健師や相談員が専門機関へのつなぎなど支援を行うことで、負担や不安の軽減へとつなげる		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	精神保健事業（アルコール）	アルコールに関する問題を抱える方と家族は地域社会での生活に際して様々な問題を抱えているため、保健師や相談員が専門機関へのつなぎなど支援を行うことで、負担や不安の軽減へとつなげる		○	○		○	○		
健康福祉課 (保健)	自殺対策事業（啓発普及）	自殺予防週間、自殺対策強化月間に保健福祉センター内に自殺予防コーナーを設置、街頭キャンペーンや健康フェアにおいても啓発コーナーを設けることで、住民への啓発普及の場とする。 また、ホームページや広報に週間・月間について掲載し啓発普及を図る。		○	○	○	○	○		
健康福祉課 (保健)	自殺対策事業（人材育成）	ゲートキーパー養成講座を行うことで、周囲の人の変化にいち早く気づき、専門機関へとつなぐことで自殺予防につなげる	○	○	○	○	○	○		
健康福祉課 (保健)	保健推進員の育成・支援	地域と行政のつなぎ役である保健推進員や母子保健推進員に、こころの健康や自殺予防について知ってもらう機会を設けたり、ゲートキーパー養成講座を行うことで、地域での見守り等の強化、地域の自殺予防につなげる	○	○			○	○		
健康福祉課 (保健)	老人保健ビジターの育成・支援	介護予防事業を補助する老人保健ビジターにこころの健康や自殺予防について知ってもらう機会を設けたり、ゲートキーパー養成講座を行うことで、地域での見守り等の強化、地域の自殺予防につなげる	○	○			○	○		
健康福祉課 (保健)	食生活改善推進員の育成・支援	食生活に問題があり生活習慣病に罹患する方の中には様々な問題を抱えている方が多いため、研修会においてこころの健康づくりや自殺予防の視点を入れることで、講習会等地域住民と接する際に、周囲の方の変化にいち早く気づき、支援へとつなぐきっかけとなる。	○	○			○	○		

担当	事業名	事業内容	地域におけるネットワーク強化 自殺対策を支える人材育成 住民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援 児童生徒のSOSの出し方教育 高齢者の自殺対策の推進	無職・失業・生活困窮者への支援 子ども・若者向け自殺対策の推進
健康福祉課 (保健)	栄養改善事業	食生活に問題があり生活習慣病に罹患する方の中には様々な問題を抱えている方が多いため、各事業や食事指導を行う際に、不安や問題を把握した場合、早期に支援へつなぐきっかけとなる。	○	○	○ ○
健康福祉課 (保健)	介護予防事業一般介護予防事業(リハビリ教室、いきいき筋筋会議部、鶴亀おたっしゃ教室、健幸教室、そくさい会支援、男性の料理教室、いきいき百歳体操など)	高齢者のこころの健康に関する問題の視点をもって教室を実施することで、教室参加者の変化にいち早く気づき、支援へつなぐきっかけとなる。	○ ○ ○	○ ○	○ ○
健康福祉課 (保健)	志賀町健康づくり推進事業(金大連携事業)	金大連携事業で実施する調査や検診において、こころの健康問題が見つかった者や自殺のリスクがある者に対し、関係機関へのつなぎなど早期に支援へつなぐきっかけとなる	○	○	○ ○
健康福祉課 (保健)	母子保健担当者連絡会	発達障害等、育児不安を抱えている保護者や要フォローアクションに対し早期支援につながるよう連絡会を開催	○ ○ ○		○
健康福祉課 (保健)	保育園訪問	成長発達など気になる児について保育園を訪問し経過観察することで、継続的な支援につながる		○	○
総務課	役場本庁舎案内業務事業	どこに相談したらよいか迷う方等に対し、窓口等へ案内することで、町民の不安軽減につながる。職員は気づき役・つなぎ役としての役割を担う。		○	
総務課	職員研修事業	職員研修(新規採用研修・府内研修)の一環として、自殺対策に関する講義を設けることにより、全庁的に自殺対策を推進するためのベースをつくる。また、同様に職員を対象に安全衛生・メンタルヘルスの講義を設けることで、職場環境を整える。	○ ○		
総務課	職員の健康診断事務	住民からの相談に応じる職員の、身体面の健康維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		○	
総務課	職員のストレスチェック事務	住民からの相談に応じる職員の、精神面の健康維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		○	
総務課 健康福祉課	地域活動振興事務	地域の代表者(区長等)や民生委員等を対象とした自殺対策に関する講演や講習会を開催することにより、地域住民として何ができるかを具体的に考えてもらう機会となる。	○		
情報推進課	行政の情報提供に関する事務(広報等による情報発信)	行政に関する情報・生活情報の掲載と充実、自治体のホームページによる情報発信、ケーブルテレビによるしかチャンネルの番組作成により、自殺対策の啓発普及の場となる。 ・広報誌等の編集・発行		○	
税務課	税金徴収業務	税金を滞納している、問題を抱えた生活難に陥っている家庭に対しての相談対応をおこない、必要に応じて他機関へつなぐ等の対応が取れるよう関係課と連携する。	○ ○	○ ○	○ ○
住民課	無料法律相談	生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家の相談機会を提供するため、弁護士による無料法律相談を実施		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
住民課	放課後児童クラブ	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育することで、保護者の不安軽減、子どもの居場所づくり支援につながる	○ ○ ○		○
住民課	保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談に応じることで、育児不安・負担軽減につながる	○ ○ ○ ○		○
住民課	保育コーディネーター配置事業	保育コーディネーターを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで、子育ての一助となる。	○ ○ ○		

担当	事業名	事業内容	地域におけるネットワーク強化	自殺対策を支える人材育成	住民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方教育	高齢者の自殺対策の推進	無職・失業・生活困窮者への支援	子ども・若者向け自殺対策の推進
住民課	児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止対策の充実（オレンジキャンペーン、養育支援訪問事業）させることで、虐待の早期発見・対応につながる		○	○	○				○
住民課	子育て支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を作った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。			○	○				○
住民課	ファミリーサポートセンターの運営	育児の援助を行いたい人・援助を受けたい人の会員組織化と調整を行うことで、育児不安・負担の軽減また、支援者にとっては生きがいづくりへの支援につながる		○	○					
住民課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の申請に際して申請者と対応する機会の利用は、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る			○				○	
住民課	遺児及び心身障害時扶養手当の支給	遺児及び心身障害児扶養手当の申請に際して申請者と対応する機会の利用は、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る			○				○	
住民課	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成の申請に際して申請者と対応する機会の利用は、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る			○				○	
住民課 社会福祉協議会	子どもの学習支援事業	生活保護、ひとり親、就学援助受給世帯等の児童・生徒への学習支援を行うことにより子どもの居場所づくりになり、また、学力の向上、将来の安定的な就業と自立促進につながる。		○	○	○				○
住民課	児童相談事業	子どもと家庭に関する総合相談および情報提供することで、育児不安・負担の軽減につながる		○	○	○				○
住民課	要保護児童支援対策事業	要保護児童に対し、その実態に即応した必要な扶助費を支給する事業であり、申請に際して申請者と対応する機会の利用は、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る			○	○				○
住民課	国民年金受付	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応は問題の早期発見・早期対応への接点となり得る			○		○		○	
環境安全課	防災対策一般事務	大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携を強化する。 ▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進する。	○	○	○	○		○	○	
環境安全課	地域防災組織育成事業	地域における実情を十分に理解したリーダーの存在が不可欠であることから、自主防災組織リーダー（防災士）育成講座を受講してもらい、地域防災力の向上を図る。また、災害時において被災者のメンタルヘルス対策が重要であり、リーダーが気配りの視点を持ってもらうことで、被災者の心に寄り添った対応が可能となる。	○	○	○	○		○	○	
環境安全課	公害関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。また、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくないことから、相談を受け付ける体制を強化する。			○		○		○	
環境安全課	交通安全対策に関する事務	交通事故に関する相談や助言等の実施により、交通事故の加害者・被害者とともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクの軽減につなげる。また、加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。			○		○		○	

担当	事業名	事業内容	地域におけるネットワーク強化	自殺対策を支える人材育成	住民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方教育	高齢者の自殺対策の推進	無職・失業・生活困窮者への支援	子ども・若者向け自殺対策の推進
商工観光課	消費者行政相談窓口業務	契約に関するトラブルや多重債務問題等消費生活に係る消費生活相談をきっかけに、抱えている他の問題を把握し、関係機関と連携して対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。問題の解決により、自殺リスクを回避できる可能性が高まる。			○		○	○		
商工観光課	高齢消費者被害防止出前講座	生活資金の不安や社会的孤立、認知能力の低下により高齢者の消費者問題が深刻化していることから、消費者被害防止のための啓発講座を老人会等に出向いて実施する。消費者トラブルの早期発見に繋がり、被害が深刻化することによる自殺のリスクを軽減し得る。			○		○			
まち整備課	町営住宅管理業務	町営住宅への入居・退去・修繕等の町営住宅の維持管理を通じた生活相談の場は、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る		○	○		○	○		
まち整備課	水道料金徴収業務	水道料金を滞納している、問題を抱えた生活難に陥っている家庭に対しての相談対応をおこない、必要に応じて他機関へつなぐ等の対応が取れるよう関係課と連携する。			○		○	○		
学校教育課	P T A活動への支援に関する事務	各学校でのP T A役員会や総会において、相談先の情報を提供し、周知を図る。	○	○	○	○	○			○
学校教育課	幼保小中連携	幼保と小、小と中で児童生徒の家族の状況等も含めた情報交換で、生活環境の安定化に向けた支援を図る。	○	○	○	○	○			○
学校教育課	学校図書館の利活用	9月と3月の強化月間では、「命」や「心の健康」をテーマにした本を図書館に展示し、情報周知を図る。			○	○	○			○
学校教育課	中学校部活動	県のガイドラインのもと、部活動の休養日の確保や部活動指導員の配置により、顧問の精神的肉体的支援を図る			○		○			○
学校教育課	就学に関する事務	関係機関との連携し児童生徒への支援を行うとともに、保護者の相談にも応じ、保護者の悩みの軽減を図る。				○	○			○
学校教育課	就学援助および就学奨励補助に関する事務	申請についての周知により、経済的な援助で、生活環境の安定化を図る。				○	○		○	○
学校教育課	奨学金に関する事務	申請についての周知により、経済的な援助で、生活環境の安定化を図る。				○	○		○	○
学校教育課	給食費助成事業事務	申請についての周知により、経済的な援助で、生活環境の安定化を図る。				○	○		○	○
学校教育課	学校職員安全衛生管理	労働安全衛生法のもと、職員50人以上の学校では衛生委員会の設置と産業医の委嘱により、職員の健康管理を行う。50人未満でも教頭を推進員として健康管理を推進する。			○	○				
学校教育課	学校職員ストレスチェック	学校職員等のストレスチェックを行い、メンタルの不調についての未然防止を図る。			○	○				
学校教育課	多忙化改善に向けた取り組み	多忙化改善に向けた職場環境の見直しにより時間外勤務時間の縮減を図る。				○				
学校教育課	職場体験学習	職場体験を機会に望ましい職業観を育て、仕事の喜びや厳しさを感じ取らせることで、職業への意識を高める。			○		○			○
学校教育課	いじめ防止対策	いじめ防止基本方針のもと、いじめの早期発見・早期対応を図る。また、相談窓口の周知を図る。				○	○			○
学校教育課	教育相談	悩みごとについて、ハートフル相談員やスクールカウンセラーと相談できる機会を設け、不安等の解消を図る。				○	○			○
学校教育課	分かる授業づくり	分かる授業づくり・関心を抱く授業づくりを工夫することで、授業における自己肯定感や自己有用感を高める。				○	○			○
生涯学習課	グループ教室	講義の中で、地域の自殺状況や自殺対策に関する理解を深め、地域の「支え手」を育成する機会を作ることが出来る可能性がある。また、スクール内での関わりを深めることで、相談役や居場所を作る事ができると考える。				○		○		

担当	事業名	事業内容	地域におけるネットワーク強化	自殺対策を支える人材育成	住民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方教育	高齢者の自殺対策の推進	無職・失業・生活困窮者への支援	子ども・若者向け自殺対策の推進
生涯学習課	図書館の管理	自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携し、住民への情報提供の場として活用できる。また、学校に行きづらいと思っている子どもの居場所・避難場所となる可能性もある。		○	○	○			○	
生涯学習課	青少年健全育成事業	協議会や委員向けの講習・研修会で、自殺の状況や自殺対策に関する理解を深め、情報を共有する事で、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	○	○			○		○	
生涯学習課	青少年補導センター事業	講習・研修会で、青少年の自殺の現状と対策について、情報提供を行うことにより、青少年向けの現状と取組内容について理解を深める事ができる。	○	○	○	○	○			○
生涯学習課	心の教育推進事業	世代を超えた交流や、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出す事ができると考える。		○	○	○	○	○	○	○
生涯学習課	放課後子ども教室	放課後子ども教室を開設することで、児童の健全な育成と居場所を作ることができる。		○	○	○	○	○	○	○
生涯学習課	男女共同参画推進事業	男女共同参画やDVに関するテーマを通じ、住民への理解を深めてもらうことができる。			○	○				
住民課 社会福祉協議会	総合相談事業	志賀地域・富来地域に毎月1回ずつ総合相談を実施し、町民のあらゆる相談に応じることで不安なく地域で生活できる			○	○		○	○	○
社会福祉協議会	民生委員・児童委員	民生委員は職務の中で生活に関する相談に応じ、助言その他の援助が規定されており、関係機関と連携を図り解決に向けた取り組みを行う。	○	○	○	○	○	○	○	○
社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業	県社協を実施主体として、町社協が窓口となり、低所得、障害、高齢者世帯に対して、世帯の状況と必要に応じた貸し付けを行うことにより自立支援を目指す。				○		○	○	○
志賀消防署	こころの相談窓口パンフレットの配付	消防署や医療機関と連携し、自殺未遂者の状況把握ができるようネットワークづくりを行い、現状把握や未遂者およびその家族への支援方法について検討する。		○	○					○

第4章　自殺対策の推進体制

自殺対策は、家庭、学校、職域、地域など社会の全般に関与しており、総合的な対策のために、多分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。自殺対策の推進のため実務者で構成する「志賀町自殺対策ネットワーク会議」において、実効ある施策の推進を図ります。

1. 地域ネットワーク会議

町長をトップとした庁内組織であり、町長の強いリーダーシップのもと、全庁および、関係機関を挙げて横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

また、必要に応じ、自殺対策プロジェクトチームを設置するなど、自殺対策が減速しないよう施策を促進します。

2. 関係機関や団体の役割

1) 町の役割

町民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、各種のスクリーニングの実施と個別支援の充実、自殺対策計画の策定・見直し、実施と検証のP D C Aサイクル※の運営、および庁内関係課、関係機関、石川県能登中部保健福祉センター及び石川県こころの健康センターと連携し自殺対策の主要な推進役を担います。

※P D C Aサイクル…

志賀町自殺対策行動計画を策定(PLAN)し、それに基づき対策を推進(DO)し、自殺対策ネットワーク会議において、実施した施策の効果を分析(CHECK)し、結果を踏まえて計画の見直し、施策の改善を図る(ACT)という流れ。

2) 教育関係者の役割

児童生徒のこころとからだの健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもたちの自殺予防の取り組みを進めます。

3) 職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている職員・従業員に対するメンタルヘルスケアの取り組みを一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病等の早期発見・早期治療などへの取り組みを推進します。

4) 関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が多くあります。このため関係機関においては、相互に情報交換を行いながら連携した取り組みを行います。

5) 町民の役割

町民一人ひとりが自殺対策への理解を深めることが大切です。身近に悩んでいる人がいたら、早めに気づき、声をかける、話を聴く、必要な機関へつなぐ、見守るという自殺予防のための行動をとることができるスキルを身に付け自殺対策を推進します。

3. 自殺対策の担当課

本計画の担当は、健康福祉課保健担当（保健福祉センター）とします。

<參考資料>

1. 自殺対策基本法（平成28年4月改正）

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるような必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県または市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の収集、整理及び提供を行うも

のとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効果的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講じるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人としてともに尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高いものを早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員を持って組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各号に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年三月三〇日法律第一一号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2. 自殺総合対策大綱（平成29年7月閣議決定）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- **自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自杀リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との機密的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自杀リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遣された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国との現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み（例：より深いホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に關する教育の推進）
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム）
- ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- ・子ども・若者の自殺調査・原因究明制度との連動
- ・オンライン施設の形成等により自殺対策の連携情報を安全に集積・整理・分析

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の整備
- ・自殺対策の運営調整を担う人材の養成
- ・かがりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地場保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療・保健・福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャップル依存症等のハイスクル対策

7. 社会全体の自杀リスクを低下させる

- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用
- ・ひきこもり問題、性暴力被害者、生産年齢層、いじめ問題、性マイノリティに対する支援の充実
- ・妊娠婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連動による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

9. 遣された人への支援を充実する

- ・遣族の自助グループ等の通達支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遣族等の総合的な支援の強化
- ・ニーズに対する情報提供の推進等
- ・遣族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遣族等への支援

10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に關する教育の推進
- ・子どもの支援の充実
- ・若者の支援の充実
- ・知人等への支援

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

3. 困りごとの相談機関

○こころの健康や悩みに関する相談

相談窓口	相談方法・受付時間など
石川県こころの健康センター	<TEL>076-238-5750 月～金曜日 8:30～17:15（祝日等除く）
石川県能登中部保健福祉センター	<TEL> 0767-53-2482 月～金曜日 8:30～17:45（祝日等除く）
志賀町保健福祉センター	<TEL>0767-32-0339 月～金曜日 8:30～17:15（祝日等除く）
こころの健康相談統一ダイヤル (厚生労働省)	<TEL> 0570-064-556 全国どこにいても、その地域の公的な相談機関につながります。
いのちの電話相談 (日本いのちの電話連盟)	<TEL> 0120-783-556 毎月 10 日 午前 8 時～翌日午前 8 時 <メール> https://www.inochinodenwa.org/ サイト内参照

○多重債務・消費に関する相談

相談窓口	相談方法・受付時間など
財務省北陸財務局 多重債務相談	<TEL> 076-292-7951 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日等除く)
石川県消費生活支援センター	<TEL> 076-267-6110 月～金曜日 9:00～17:00、土曜日 9:00～12:30 (祝日等除く)
消費者ホットライン	<TEL> 局番なし 188
志賀町商工観光課 (消費者行政相談窓口)	<TEL> 0767-32-9341（商工観光課直通） 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日等除く） <相談>直接窓口にお越しitただくか、商工観光課までお電話ください。（相談は無料で、相談内容や個人情報などの秘密は厳守されます。）
返済に困った場合の相談窓口 (金融庁)	<メール> http://www.fsa.go.jp/soudan/ サイト内参照
金沢市近江町消費生活センター (消費者庁)	<TEL> 076-232-0070 月～金曜日、第 3 日曜日 9:00～17:00 (祝日等除く)
金沢弁護士会(クレサラ法律相談)	<TEL> 076-221-0242 月～金曜日 13:00～15:30（祝日等除く）
石川県司法書士会	<TEL>076-292-8133 月～金曜日 10:00～15:30 <面接>076-291-7070 毎週水曜日 18:00～20:00 (電話、面接相談ともに祝日等は除く)

法テラス石川	<TEL> 050-3383-5477 10:00～12:00 毎週火・木曜日、月曜日（月2回）
NPO法人金沢あすなろ会	<TEL> 076-262-3454 <相談受付> 毎日 10:00～21:00 面接日は電話にて要相談

○いじめ等に関する相談

相談窓口	相談方法・受付時間など
石川県教育センター	<TEL> 076-298-1682 月～金曜日 8:30～17:15（祝日等除く）
24時間いじめ相談テレfon	<TEL> 076-298-1699・0570-078-310 24時間対応
家庭教育電話相談 (石川県教育委員会)	<TEL> 076-263-1188 月～土曜日 9:00～13:00（祝日等除く）
石川県七尾児童相談所	<TEL> 0767-53-0811 月～金曜日 8:30～17:15（祝日等除く）
金沢市教育プラザ富樫 こども総合相談センター (いじめ相談)	<TEL> 076-243-1019 月～金曜 9:00～21:00、土・日・祝 9:00～17:00
いじめ110番(石川県警少年課)	<TEL> 0120-617-867 24時間
子育てメール相談 (いしかわ結婚・子育て支援財団)	<メール> https://www.i-oyacomi.net/ サイト内参照
チャイルドライン・いしかわ (子ども夢フォーラム)	<TEL> 0120-99-7777 月～土曜日 16:00～22:00

○仕事のこと等に関する相談

相談窓口	相談方法・受付時間など
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳 (厚生労働省)	<TEL> 0120-565-455 月・火曜日 17:00～22:00 土・日曜日 10:00～16:00（祝日等は除く） <メール> http://kokoro.mhlw.go.jp/ サイト内参照。
働く人の悩みホットライン (一般社団法人日本産業カウンセラー協会)	<TEL> 03-5772-2183 月～土曜日 15:00～20:00（祝日等は除く）

○女性の悩みに関する相談

相談窓口	相談方法・受付時間など
性被害110番 (石川県警察本部県民支援相談課)	<TEL> #8103 076-225-0281 月～金 9:00～17:45 (上記以外の時間帯は当直警察官(男性)が対応)

性被害110番 (石川県警察本部県民支援相談課)	<TEL> #8103 076-225-0281 月～金 9:00～17:45 (上記以外の時間帯は当直警察官（男性）が対応)
警察安全相談 (石川県警察本部県民支援相談課)	<TEL> #9110 076-225-9110 24時間対応 <面接相談>月～金 9:00～17:00
女性のためのDV専門電話相談 DVホットライン (石川県女性センター)	<TEL> 076-221-8740 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
女性なんでも相談室 (石川県女性センター)	<TEL> 076-231-7331 <一般相談>月～金 9:00～17:00 (受付は16:30まで) <特別相談>弁護士・臨床心理士：予約制 毎月第1水 15:00～16:00 第2・4水 14:00～16:00 ※電話、面接相談ともに祝日等は除く
金沢市女性相談支援室 (配偶者暴力相談支援センター)	<TEL> 076-220-2554 <特別相談>弁護士・臨床心理士等：予約制 月～金 9:00～17:00 (祝日等は除く)

○人権等に関する相談

相談窓口	相談方法・受付時間など
みんなの人権110番（法務省）	<TEL> 0570-003-110 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日等を除く)
女性の人権110番（法務省）	<TEL> 0570-070-810 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日等を除く)
子どもの人権110番（法務省）	<TEL> 0120-007-110 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日等を除く)
外国人のための人権相談（法務省）	<TEL> 0570-090-911 月～金曜日 9:00～17:00 ※英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語
インターネット人権相談受付窓口 (法務省)	<メール> http://www.moj.go.jp/index.html サイト内参照

○近郊のこころの医療機関（精神科・心療内科）

※診察時間等については、医療機関に直接お問い合わせください。

医療機関名	住所	電話番号
公立能登総合病院精神センター	七尾市藤橋町ア部6-4	0767-52-6619
七尾松原病院	七尾市府中町ワ部5	0767-53-0211
石川県立高松病院	かほく市内高松ヤ36	076-281-1125
町立富来病院	志賀町富来地頭町7-110-1	0767-42-1122
羽咋東部クリニック	羽咋市本江町ヘ15	0767-26-0900
宙メンタルクリニック	七尾市御祓町1	0767-57-5585

志賀町自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない志賀町をめざして～

平成31年3月 石川県志賀町

〒925-0141

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
志賀町健康福祉課

TEL 0767-32-0339 Fax 0767-32-4171
メール hoken-center@town.shika.lg.jp